中3 公民 問題（人権と政治） 穴うめ（20問）　版B

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉を、右の欄に書きましょう。

(1) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という

(3) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ

(4) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という

(5) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない

(6) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ

(7) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である

(8) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ

(9) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる

(10) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という

(12) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という

(13) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ

(14) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ

(15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という

(16) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた

(17) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という

(18) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という

(19) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という

(20) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という

中3 公民 問題（人権と政治） 穴うめ（20問）　版Bの答え

※ 漢字でもひらがなでも正解です。答えの下の（　）内の言い方でも正解です。

（　　）に入る言葉を、右の欄に書きましょう。

(1) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という　請求権（国務請求権 でも正解）

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という　自己決定権

(3) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　モンテスキュー

(4) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　国事行為

(5) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　最高法規

(6) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　基本的人権の尊重

(7) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　唯一の立法機関

(8) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　両院協議会

(9) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　憲法の番人

(10) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　特別会（特別国会 でも正解）

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　上告

(12) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　衆議院の優越

(13) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　公聴会

(14) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ　直接請求権

(15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　野党

(16) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　民主主義の学校

(17) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　地方税

(18) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　一票の格差

(19) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　小選挙区制

(20) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　NPO（非営利組織・特定非営利活動法人 でも正解）

free-print.net ｜ 公民 問題 穴うめ 版B ｜ 学校・塾での配布OK ｜ 答えの出どころ：法令（e-Gov法令検索）・教科書